

役員紹介

知識・経験、ダイバーシティに富んだ役員構成。

当行の取締役会は、豊富な経験および高い専門知識を有した社外取締役5名および業務執行取締役4名によりバランス良く構成されています。加えて、ジェンダー、ジェネレーションを含む多様性のある構成となっています。

■ 取締役のスキルマトリックス

		五味 廣文	川島 克哉	畑尾 勝巳	寺澤 英輔	早崎 保浩	道 あゆみ	寺田 昌弘	瀧口 友里奈	谷崎 勝教
経営実務	企業・団体経営		○	○	○	○	○			○
	ベンチャー企業経営		○							
金融実務	投融資業務	○	○	○	○	○		○		○
	証券・金融市場業務		○	○	○			○		○
	海外金融			○		○		○		
	財務・リスク管理	○	○	○	○	○		○		
関連有用領域実務	IT・デジタル		○							○
	消費者向け事業		○							
	不動産事業							○		
	マスメディア								○	
経営・金融関連の体系的知識	法務・ガバナンス	○		○		○	○	○		
	IR・広報								○	
	人事労務・人権擁護			○			○	○	○	
	ダイバーシティ						○		○	
	関連行政経験	○				○				

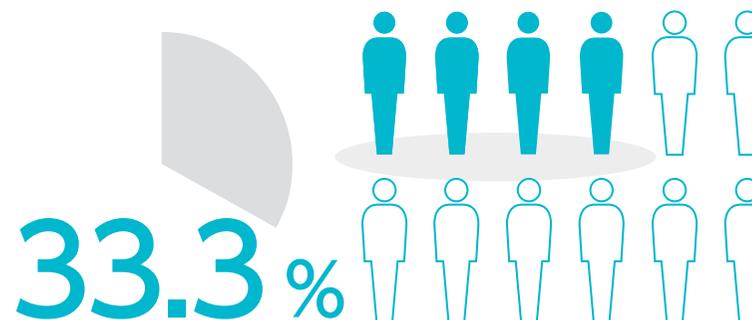
■ 監査役のスキルマトリックス

	永田 信哉	赤松 育子	中川 深雪
金融	○		
財務会計	○	○	
法務			○

■ 取締役会における社外取締役比率



■ 女性役員比率



各役員の略歴は下記URLからご覧いただけます。

取締役

社外取締役



取締役会 議長
五味 廣文

再任

〔選任理由〕
金融庁長官等を歴任し、金融分野全般における豊富な経験を有することに加え、経営戦略、事業再生およびガバナンス等にも精通しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、選任しています。

2022年2月 取締役会長（現職）

〔重要な兼職の状況〕

- ・アイダエンジニアリング株式会社社外取締役
- ・アステリア株式会社社外取締役
- ・株式会社ミロク情報サービス社外取締役
- ・株式会社ZUU社外取締役
- ・青山学院大学特別招聘教授

保有株式数：2,541株
取締役会の出席率：100%



取締役
川島 克哉

再任

〔選任理由〕
証券、銀行業界での経験が長く、そこで重要な役職を歴任するなど、金融サービス事業に精通していることに加え、経営全般に関する幅広い知識と豊富な経験を有しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、選任しています。

2022年1月 顧問
2022年2月 代表取締役社長（現職）

保有株式数：5,083株
取締役会の出席率：100%



取締役
畑尾 勝巳

再任

〔選任理由〕
国内外の銀行での経験が長く、そこでの重要な役職を歴任するなど、国内外の金融サービス事業や企業経営において幅広い知識と豊富な経験を有しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、選任しています。

2022年1月 顧問
2022年2月 取締役専務執行役員
2022年4月 取締役専務執行役員 社長補佐、グループトレジャリー担当 兼 グループ海外事業担当
2023年6月 取締役専務執行役員 社長補佐、管掌 グループ人事、グループリスクグループ海外事業担当（現職）

保有株式数：2,541株
取締役会の出席率：100%



取締役
寺澤 英輔

再任

〔選任理由〕
銀行業務全般についての豊富な知識と経験、特に、経営企画、組織戦略および財務企画に関する専門的な知見を有していること、また、これらの業務経験を通じて当行グループの業務運営状況にも精通しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、選任しています。

2021年4月 シニアオフィサー グループ企画財務 兼 グループ経営企画部GM 兼 執行役員 金融円滑化担当 兼 金融円滑化推進管理室長（現職）
2022年4月 常務執行役員 グループ経営企画担当 兼 グループ経営企画部長（現職）
2022年6月 取締役常務執行役員（現職）

保有株式数：3,317株
取締役会の出席率：100%



社外取締役
指名・報酬委員会 委員長
親法人取引諮問委員会 委員長
早崎 保浩

再任

独立

〔選任理由〕
日本銀行で要職を歴任するなど、金融に関する豊富な知識と経験を有しており、それらを当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任しています。

2022年2月 当行取締役（現職）

〔重要な兼職の状況〕

- ・株式会社リコー
リコー経済社会研究所所長

保有株式数：1,016株
取締役会の出席率：100%

（保有株式数：2023年5月31日現在）

各役員の略歴は下記URLからご覧いただけます。

社外取締役

監査役



社外取締役
指名・報酬委員会 委員
親法人取引諮問委員会 委員
道 あゆみ

再任
独立

〔選任理由〕
弁護士としての専門的な知識・経験に加え、ジェンダーを含めたダイバーシティにおける幅広い知見を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任しています。

2022年2月 当行取締役（現職）

〔重要な兼職の状況〕
・弁護士法人早稲田大学
リーガル・クリニック所属弁護士
・日清食品ホールディングス株式会社
社外監査役

保有株式数：1,016株
取締役会への出席率：100%



社外取締役
指名・報酬委員会 委員
親法人取引諮問委員会 委員
寺田 昌弘

再任
独立

〔選任理由〕
弁護士としての専門的な知識・経験に加え、金融機関における社内弁護士としての経験や他社での社外役員としての経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任しています。

2022年2月 当行取締役（現職）

〔重要な兼職の状況〕
・三浦法律事務所
パートナー弁護士
・いちごオフィスリート投資法人監督役員

保有株式数：1,016株
取締役会への出席率：100%



社外取締役
指名・報酬委員会 委員
親法人取引諮問委員会 委員
瀧口 友里奈

再任
独立

〔選任理由〕
経済番組のキャスターを含めたマスメディアにおける豊富な経験や社会・経済全般に関する幅広い知見を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任しています。

2022年6月 当行取締役（現職）

〔重要な兼職の状況〕
・東京大学工学部
アドバイザー・ボードメンバー
・テラスカイ株式会社社外取締役

保有株式数：1,016株
取締役会への出席率：100%



社外取締役
指名・報酬委員会 委員
親法人取引諮問委員会 委員
谷崎 勝教

新任
独立

〔選任理由〕
大手金融機関において要職を歴任するとともに経営者としての豊富な知識と経験を有しており、それらを当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任しています。

2023年6月 当行取締役（現職）

〔重要な兼職の状況〕
・株式会社日本総合研究所代表取締役社長
兼最高執行役員
・株式会社日本総研情報サービス取締役
・SMBC日興証券株式会社取締役
・大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
社外取締役

保有株式数：0株
取締役会への出席率：—



常勤監査役
永田 信哉

〔選任理由〕
当行での長い業務経験を通じ、事業内容への深い理解と財務・会計に係る知見・経験を有しており、常勤監査役として監査役監査について中心的な役割を担い、また取締役会・監査役会等においても有用な発言・助言を行っており監査役に適任との判断から選任しています。

2010年9月 執行役員
2012年6月 常勤監査役（現職）

保有株式数：3,500株
取締役会への出席率：100%

(保有株式数：2023年5月31日現在)

各役員の略歴は下記URLからご覧いただけます。

社外監査役



社外監査役
赤松 育子

再任

独立

[選任理由]

公認会計士および公認不正検査士としての専門的な知識・経験に加え、コンプライアンス、ガバナンス等に関する知見やコンサルタントおよびダイバーシティ推進にかかる豊富な経験を当行監査に反映していただくために選任しています。

2019年6月 当行監査役（現職）

[重要な兼職の状況]

- ・公認会計士、公認不正検査士
- ・日本公認会計士協会理事
- ・株式会社トップス社外取締役
- ・東洋製罐グループホールディングス株式会社社外監査役
- ・三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役
- ・株式会社iCARE社外監査役
- ・日本化薬株式会社社外取締役

保有株式数：0株
取締役会の出席率：100%



社外監査役
中川 深雪

独立

[選任理由]

検事および弁護士としての専門的な知識と経験、特に法律・コーポレート・ガバナンスに関する知見、また上場会社での社外取締役、社外監査役としての豊富な経験を当行監査に反映していただくために選任しています。

2022年6月 当行監査役（現職）

[重要な兼職の状況]

- ・香水法律事務所弁護士
- ・中央大学法科大学院教授
- ・日東工業株式会社社外取締役
- ・日産化学株式会社社外取締役
- ・株式会社ファンケル社外監査役
- ・アスクル株式会社社外監査役

保有株式数：0株
取締役会の出席率：100%

(保有株式数：2023年5月31日現在)

新役員メッセージ



社外取締役
谷崎 勝教

この度、社外取締役に就任しました谷崎勝教です。

現在は、株式会社日本総合研究所の代表取締役社長を務めております。

私は、41年前に旧住友銀行に入行以来、一貫して、銀行業務・銀行経営に携わってまいりました。特に、直近は、金融業のデジタルイノベーションに情熱を注いでまいりました。

最近の情報技術の急激かつ革新的な進歩と共に、銀行業務はすでに大きなカーブを回りつつあると思います。

金融グループにおける銀行機能というものが、将来どう変わっていくのか、どう変えていくのか、その方向性をしっかりと見据えていく大切な時期になっていると思います。

いつの時代だって、経済環境・金融環境は、不確実で不安定なもので、移ろいやすいものだと思います。そのような環境下、微力ながらも、SBI新生銀行の将来に向けて、精一杯貢献する所存です。

役員の状況

(2023年7月1日現在)

取締役 (9名)

五味 廣文
取締役会長

川島 克哉
代表取締役社長

畑尾 勝巳
取締役

寺澤 英輔
取締役

早崎 保浩 (注)
取締役
株式会社リコー リコー経済社会研究所所長、
元日本銀行総務人事局長

道 あゆみ (注)
取締役
弁護士

寺田 昌弘 (注)
取締役
弁護士

瀧口 友里奈 (注)
取締役
経済キャスター

谷崎 勝教 (注)
取締役
株式会社日本総合研究所代表取締役社長
兼 最高執行役員

(注) 社外取締役

監査役 (3名)

永田 信哉
常勤監査役

赤松 育子 (注)
監査役
公認会計士、公認不正検査士

中川 深雪 (注)
監査役
弁護士

(注) 社外監査役

執行役員 (38名)

五味 廣文
会長

川島 克哉
最高経営責任者

(専務執行役員)

藤崎 圭
専務執行役員 グループトレジャリー担当

畑尾 勝巳
専務執行役員 社長補佐
管掌 グループ人事、グループリスク
グループ海外事業担当

平沢 晃
専務執行役員 管掌 グループ経営企画、
グループ人事、グループ法務・コンプライアンス、
グループ総務、グループリスク、グループIT、
業務管理担当

薦田 貴久
専務執行役員 グループ戦略企画担当
兼 法人営業総括

牧角 司
専務執行役員 審査総括

岡野 道征
専務執行役員 グループIT担当

潮見 統一郎
専務執行役員 グループリスク担当

(常務執行役員)

足立 洋子
常務執行役員 金融法人営業担当
兼 法人営業担当

林 邦充
常務執行役員 金融法人営業担当

鍵田 裕之
常務執行役員 グループ戦略企画担当
兼 個人営業総括

日下部 裕文
常務執行役員 グループストラクチャード
ソリューション総括

松原 正典
常務執行役員 グループIT担当
兼 ITシステム総括

大竹 博貴
常務執行役員 リテールバンキング担当

對間 康二郎
常務執行役員 グループ法務・
コンプライアンス担当

寺澤 英輔
常務執行役員 グループ経営企画担当
兼 グループ経営企画部長
兼 金融円滑化担当
兼 金融円滑化推進管理室長

(執行役員)

有松 智浩
執行役員 ストラクチャードリスク管理部長

藤木 康寛
執行役員 グループ海外事業統括部長

裕 浩一
執行役員 リテール営業推進担当

弘川 剛
執行役員 リテール営業推進担当
兼 住宅ローン担当

井戸 南州
執行役員 システム運用部長

伊藤 通英
執行役員 法人営業担当

岩崎 友紀子
執行役員 法人事務担当
兼 リテールオペレーション担当

實川 忍
執行役員 法人営業戦略担当
兼 金融法人営業担当
兼 法人営業担当

川辺 雄一郎
執行役員 プロジェクトファイナンス部長

河合 太一
執行役員 金融法人営業担当
兼 法人営業担当
兼 大阪支店長

久保 秀一
グループ内部監査責任者 兼 グループ監査部長

久保 貴裕
執行役員 グループストラクチャード
ソリューション担当
兼 法人営業担当

村上 英樹
執行役員 グループ法務・コンプライアンス
統括部長

長澤 祐子
執行役員 サステナブルインパクト推進部長

中村 純也
執行役員 グループ個人営業企画部長

小河原 智子
執行役員 梅田フィナンシャルセンター長
兼 千里中央出張所長

小国 力
執行役員 法人営業担当
兼 金融市場担当

大里 有光
執行役員 グループ戦略企画部長
兼 グループ経営企画担当

富田 光宏
エグゼクティブディレクター
グループ海外事業担当
兼 グループ戦略企画担当
(執行役員相当)

植坂 謙治
執行役員 グループストラクチャード
ソリューション担当
兼 フィナンシャルスポンサー担当
兼 法人営業担当

矢野 宇生
執行役員 グループ人事担当
兼 グループ総務担当

(注) 執行役員は姓のアルファベット順に記載しています。

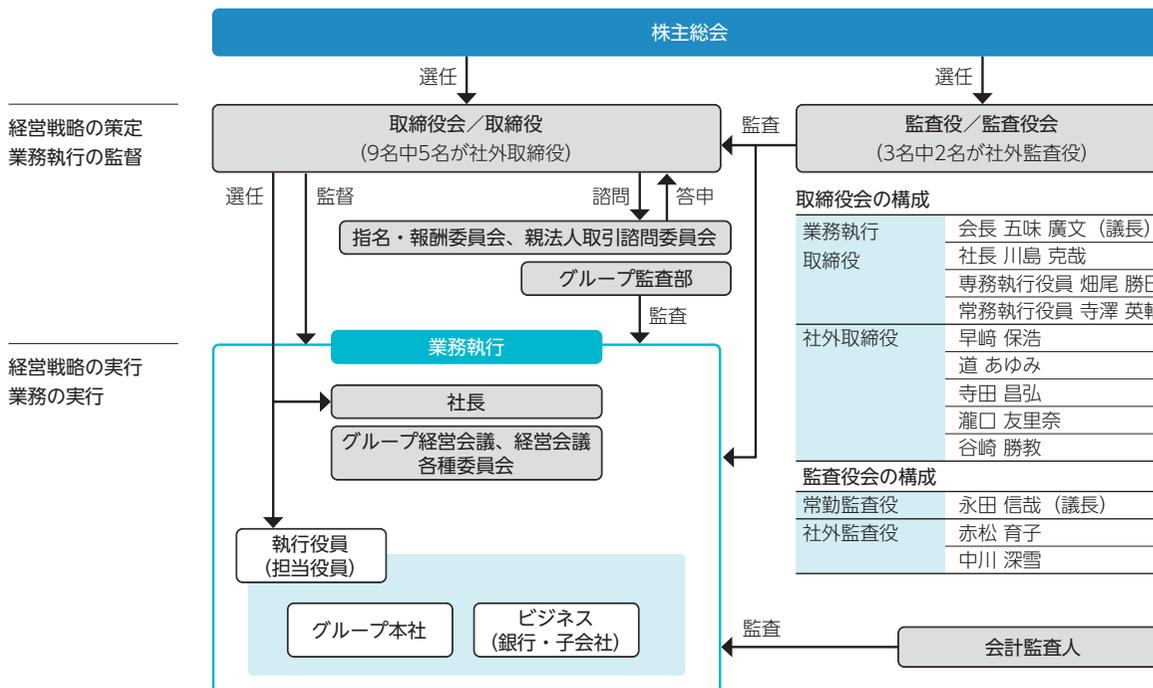
コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス体制

当行は、経営理念の実現に向けて、当行グループのコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題のひとつと認識し、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。この体制により、①経営の最高意思決定機関である取締役会が中期経営計画や年度計画など経営の基本方針をはじめとする会社の重要な業務執行を決定することで、当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を実施し、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しています。

取締役は、業務執行を行う4名の取締役と、主に業務執行に対する監督を行う5名の社外取締役の計9名から構成されています。社外取締役は、それぞれ国内外の金融業務、法務・ガバナンス、リスク管理、IT・デジタル、不動産事業、マスメディアの分野等についての豊富な経験と高い専門知識を有するメンバーでバランス良く構成

■ コーポレート・ガバナンス体制図 (2023年6月27日現在)



しており、各取締役が持つ経験と専門知識を背景に、中立的かつ客観的な立場から当行の経営に対する意見を述べ、業務執行を行う業務執行取締役に対する監督・助言機能を果たしています。また、ESG経営の「G」の観点から、株主を含むステークホルダーの皆さまへの説明責任を向上させるには、取締役候補の指名および取締役の報酬の決定に係る取締役会機能の客観性と透明性をさら

に向上させる必要があると考え、2019年3月に、任意の「指名・報酬委員会」を設置しました。さらに、2021年12月に当行がSBIグループ傘下の会社となり、親法人グループとの間の利益相反取引について、少数株主保護の観点から、より慎重な管理体制を構築するため、2022年3月に親法人取引諮問委員会を取締役会の諮問機関として設置しました。

取締役会の運営方針

当行は、年6回の定時取締役会と臨時取締役会を合わせて、取締役会を、原則、毎月開催しています。また、ひとつの議題について集中的に議論するためのストラテジーセッションを実施しており、2022年度は、2022年11月に中期経営計画の進捗、ビジネスの戦略、経営基盤戦略等をテーマとして開催しました。セッションでは執行側からの各テーマに関する説明に対し、取締役、監査役から数多くの大所高所からの質問、意見および提案があがり、有益で活発な議論を行いました。

さらに、非常勤である社外役員が、それぞれの持つさまざまな知見や業務執行に関する情報を共有することを目的に、社外役員で構成する定期的な会合を設けています。

当行の取締役会は現在、社外取締役が過半数を占める（取締役9名中、社外取締役が5名）構成となっており、取締役候補の指名、ならびに取締役の報酬制度や個別報酬額の決定について、客観性と透明性のある議論が可能な体制となっています。指名・報酬委員会は、社外取締

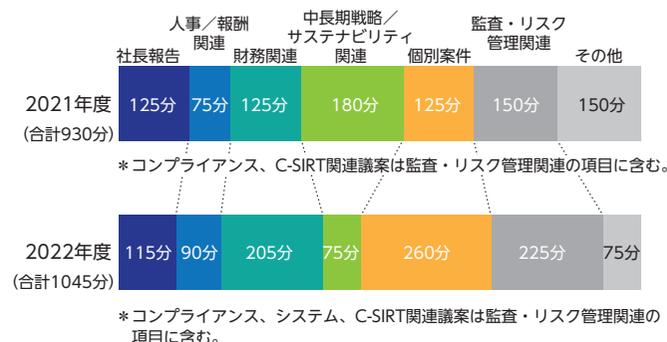
役のみを委員とし、取締役会の諮問を受け、取締役の選任・解任に関する株主総会議案の内容や、代表取締役の選定・解任に関する事項、後継者計画および取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申する体制となっています。また、親法人取引諮問委員会は、指名・報酬委員会と同様に社外取締役全員で構成され、親法人等との取引で利益相反が発生する若しくは利益相反の恐れのあるものについて、取締役会に付議する内容を審議し、取締役会に答申することとしています。

引き続き、ステークホルダーの皆さまへの説明責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っていきます。

2022年度取締役会他スケジュール

5月	定時取締役会 (決算、株主総会招集関連決議、監査結果報告等) 親法人取引諮問委員会、指名・報酬委員会
6月	定時取締役会 (株主総会終了後開催、代表取締役選定等) 親法人取引諮問委員会、指名・報酬委員会
9月	定時取締役会 親法人取引諮問委員会

取締役会議題およびその所要時間



(注記) 取締役会については、上記以外に親法人等との取引にかかる臨時取締役会を定時取締役会の開催がない月に開催。

取締役会の実効性評価

当行は、取締役会の機能向上を図るため、取締役会全体に対する実効性評価・分析を定期的に行うことと定めています。

2022年度の自己評価実施の概要は、以下のとおりです。

(1) 目的

取締役会が自らに求められる役割・責務を果たしているかを自己評価し、PDCAサイクルを回すことにより、その機能向上に役立てること

(2) 分析・評価対象

取締役会の活動および当該活動を効率的・効果的に行うための運営・支援体制

(3) 実施主体

取締役会出席者全員（取締役、監査役計12名）による評価。例年同様、監査役のみを対象とした質問を実施

(4) 分析・評価項目

取締役会での議論の内容、執行側による取締役会の運営、取締役会の構成・多様性、執行側からの取締役会への情報提供、ストラテジーセッションでの議論の内容、執行側によるストラテジーセッションの運営、コミュニケーション、取締役会実効性第三者評価、親法人取引諮問委員会、指名・報酬委員会、監査役からの評価等

(5) 分析・評価手続

取締役会議長の指示に基づき取締役会事務局によるアン

分析・評価項目	アンケート結果の主な概要
取締役会での議論の内容	中長期的なビジネスビジョン、企業価値向上および持続的成長のためのビジネスモデルに関する建設的な議論を通じ、企業価値の向上や持続的成長に貢献していることは概ねなされているとの評価であったものの、それらの議論のための時間は必ずしも十分ではなく、適切なテーマを選定したうえでより深い議論が必要との意見を踏まえて運営の改善を図っていくことを確認しました。
ストラテジーセッションの有効性	今年度のストラテジーセッションは、中期経営計画の進捗、ビジネス戦略および経営基盤戦略とその進捗状況などを中心としたテーマで議論を行いました。これらのテーマは経営課題や持続的成長のためのビジネスモデルに重点をおいた適切なものであったと一定の評価を得られたことから、当行グループの中長期的なビジネス戦略を検討していくうえで有効であることが確認できたため、今後も適切なテーマを選択し、本セッションが有益な議論の機会となるよう取り組みたいと考えています。
取締役会の構成・多様性	ジェンダー・年齢・国際性を含む多様性に関しては、国際性について偏りがあるとの声も一部あるものの、スキルや経験を含めた広義の多様性という観点では、「適切」「概ね適切」との評価であることを確認しました。
執行側による取締役会およびストラテジーセッションの運営	取締役会については、説明省略議案の選定、資料に関する事前の質問受付等による運営効率化の取り組みを行う中で、重要な議題が網羅され、重要な審議に十分な時間が配分されているなどメリハリの効いた運営であったと一定の評価は得られました。また、ストラテジーセッションについては、所要時間や開催頻度について検討する必要があることを確認しました。
執行側から取締役会への情報提供	会議資料や執行側の説明については、概ね適切であることが確認できた一方、取締役会への情報提供については、情報が不十分なトピックスや取締役会にとって有益な情報を、取締役会やストラテジーセッションなどを含め提供できるような機会を設けるよう努めたいと考えています。
コミュニケーション	社外役員間の情報共有などについては、良好な環境であるとともに、社外役員のみで構成するエグゼクティブセッションの有効性についても確認しました。他方、取締役会への主要なステークホルダー（お客さま、株主、従業員など）に関する情報のフィードバックについては、「概ね適切であるが引き続き改善が必要」との回答も半数程度あったことから、内容の充実などに努めていくことを確認しました。
第三者による実効性評価の実施	第三者による実効性評価については、「実施が必要」との回答はなく「中長期的には検討した方が良い」「検討不要」との回答であったことから今すぐ実施の必要性は高いと感じられないものの、引き続き検討していく事項であることを認識しました。
親法人取引諮問委員会および指名・報酬委員会	今年度、1月末までに親法人取引諮問委員会は14回、指名・報酬委員会は6回開催。指名・報酬委員会は、構成や運用面において高い評価であった一方、親法人取引諮問委員会の運営面については、設置当初よりは改善しているものの、所要時間が長く、資料の面でも改善の余地があることが確認できたことから、資料の工夫と併せてより効率的な運営を目指していきます。
監査役を対象にした質問	全般として取締役は期待されている責務を適切に遂行しているとの監査役による評価を確認しました。

ケート調査（選択回答および自由回答）

(6) 結果のフィードバック

選択結果および自由回答を取締役に報告

主なアンケート結果の概要は、上表のとおりです。

同アンケートの結果から、全般的には一定程度の高い評価であったことから効率性・実効性については、概ね確保できていると評価しています。その他、会議や運営に関する提案や意見もあり、その点については取締役会の意向も確認しながら検討、対応を行い、さらなる取締役会の実効性および機能の向上に取り組んでいきます。

役員報酬制度

当行では、株主総会で承認された役員報酬総額の範囲内で、社外取締役が過半数を占める取締役会において、役員報酬制度の導入やその水準を決定しています。また、社外取締役の全員によって構成される指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関として任意に設置しており、取締役会の諮問に応じて取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申することとしています。

報酬の決定方針

- ・グループ経営の推進、中長期的なグループ経営理念の実現に向けた適切なインセンティブ付けを行います。
- ・各役員が担う役割・責任を反映し、自社株式の長期保有による株主価値との共有化を図ります。
- ・過度なリスクテイクは抑え、金融機関としての健全性維持に資する制度とします。
- ・株価を意識し、より企業価値向上に向けたインセンティブが働く報酬制度を組み込みます。

取締役の報酬体系

常勤取締役については、基本報酬（固定報酬）、中長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプションおよび譲渡制限付株式報酬、社外取締役については、基本報酬（固定報酬）および譲渡制限付株式報酬により構成しています。

譲渡制限付株式報酬、株式報酬型ストック・オプションについては、取締役に一定の事由が発生した時には、

取締役による放棄、当行による無償取得の定めを設けています。

なお、2023年5月12日付で当行の支配株主であるSBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けが開始され、当該公開買付けおよびその後の一連の手続きを経て、当行株式が上場廃止となることも想定されることから、今後の取締役の報酬体系について、検討を行っています。

■ 報酬の種類・内容・報酬構成

役員区分	報酬等の種類		
	基本報酬	株式報酬型ストック・オプション	譲渡制限付株式報酬
常勤取締役	役職および職責に応じた固定報酬	(算定式) 月額基本報酬×4×√(当行株価変動率×当行株価変動率のTOPIX銀行業株価指数対比パフォーマンス×当行純資産変動率) (ただし、月額基本報酬の1倍～12倍の範囲内とする)	役職および職責に応じて付与金額を決定し、当行普通株式を支給
	割合の目安	総報酬の60%	総報酬の20～25%
指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において具体的割合を決定			
社外取締役	役職および職責に応じた固定報酬	対象外	役職および職責に応じて付与金額を決定し、当行普通株式を支給
	割合の目安	総報酬の80%	総報酬の20%
指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において具体的割合を決定			

● 報酬額の決定プロセス

取締役の報酬については、履行中である経営健全化計画の内容を前提に、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、指名・報酬委員会で審議を行い、その答申を受けた取締役会において報酬額を決定しています。さらに、取締役会は、監査役会にて監査される内部統制の仕組みをとっています。

指名・報酬委員会は社外取締役全員により構成され、決議は出席委員の過半数により行います。また、監査役も指名・報酬委員会に陪席します。指名・報酬委員会は、年度内に7回開催されています。

● 取締役の報酬総額上限

- (1) 取締役（社外取締役を含む）の報酬：年額230百万円以内（うち社外取締役60百万円）
- (2) 譲渡制限付株式
 - ①常勤取締役：上記（1）の総額上限のうち、年額25百万円、②社外取締役：上記（1）の総額上限のうち、年額15百万円
 なお、譲渡制限期間は、常勤取締役および社外取締役とも、割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当行取締役会があらかじめ定める期間です。
- (3) 常勤取締役の株式報酬型ストック・オプション：上記（1）の総額上限とは別に、年額75百万円以内

監査役/監査役会

当行の監査役会は、当行での業務経験が長く、財務および会計に関する知見を有する常勤監査役1名と、弁護士、公認会計士である社外監査役2名で構成され、それぞれが持つ専門性とコーポレート・ガバナンス、ダイバーシティなどに関する知見をもとに、取締役会から独立した立場で取締役の職務執行を適切に監査しています。

社外監査役は、ともに他社における社外役員の経験を活かし、より独立的、客観的な立場から意見表明などを行い、監査役監査活動の実効性を高めています。常勤監査役は、取締役会のほか経営会議などの重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役・執行役員・会計監査人などからの報告聴取といった監査活動を自ら行うことに加え、グループ監査部などの内部統制部署との連携ならびに監査役室スタッフの活用を通じ、当行および子会社を含め当行グループの業務執行状況を組織的かつ効率的に監査しています。

■ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数（2022年4月1日～2023年3月31日）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	株式報酬型 ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬	
取締役（社外取締役を除く）	136	111	-	24	-	24	4名
監査役（社外監査役を除く）	22	22	-	-	-	-	1名
社外役員	82	72	-	9	-	9	9名（内 退任済2名）
計	241	206	-	34	-	34	14名（内 退任済2名）

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が4名おります。
 3. 非金銭報酬には、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションおよび譲渡制限付株式報酬を含めて記載しております。

■ 監査役の2022年度の活動実績

	取締役会	監査役会
開催回数*	13回	12回
出席率	100%	100%

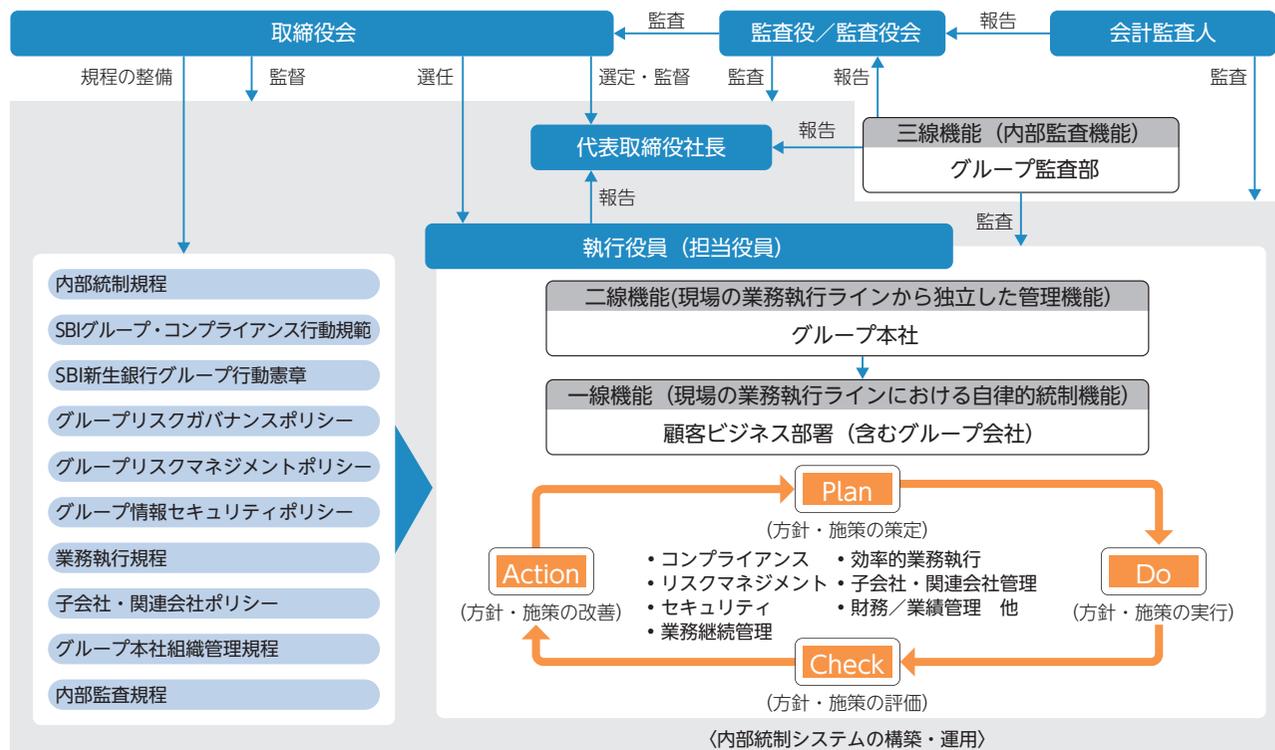
* 中川深雪監査役は2022年6月の就任以降に開催された取締役会（11回中11回）、監査役会（9回中9回）の出席状況

内部統制

コーポレート・ガバナンスが正しく機能するためには、取締役会を中心とした業務執行の監督と意思決定の仕組みを整備することに加え、内部監査、コンプライアンスといった機能が適切に働くための体制づくりが必要になります。また、会社法で求められる内部統制システムの構築、あるいは金融商品取引法で求められる財務報告の正確性を担保するための内部統制の確保も、コーポレート・ガバナンスが正しく機能するための重要な要素となります。これら内部統制の確保は、経営の責任において行うものですが、実際の業務を行う各部署において、具体的な内部統制を確保する手段を講じることによって、全体の内部統制が有効に機能します。

当行では、日常の業務を適切かつ効率的に遂行するための内部統制システムの基本方針は、取締役会が決定した「内部統制規程」に定めており、また、取締役会において毎年、内部統制システムの整備状況の確認を行っています。「内部統制規程」では、(1) 内部統制システムは、現場の業務執行ラインにおける自律的統制機能（一線機能）、現場の業務執行ラインから独立したコンプライアンスなどの管理機能（二線機能）およびこれらの機能から独立した内部監査機能（三線機能）を構成要素とするこ

内部統制の枠組み



と、(2) 取締役会は、重大なリスクおよび問題を適切に把握し対処するため、二線および三線機能から適時適切な報告を受けるとともに、主要な方針およびコントロールを定期的に検証することが明文化されています。そして、本規程のもとで、SBIグループ・コンプライアンス行動規範、グループリスクガバナンスポリシー、グループリスクマネジメントポリシー、グループ情報セキュリティ

ポリシー、業務執行規程、子会社・関連会社ポリシー、グループ本社組織管理規程および内部監査規程を基礎となる規程として定め、それに加え監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備することにより、子会社を含む当行グループ全体を通じた業務の適正・透明性・効率性の確保に努めています。

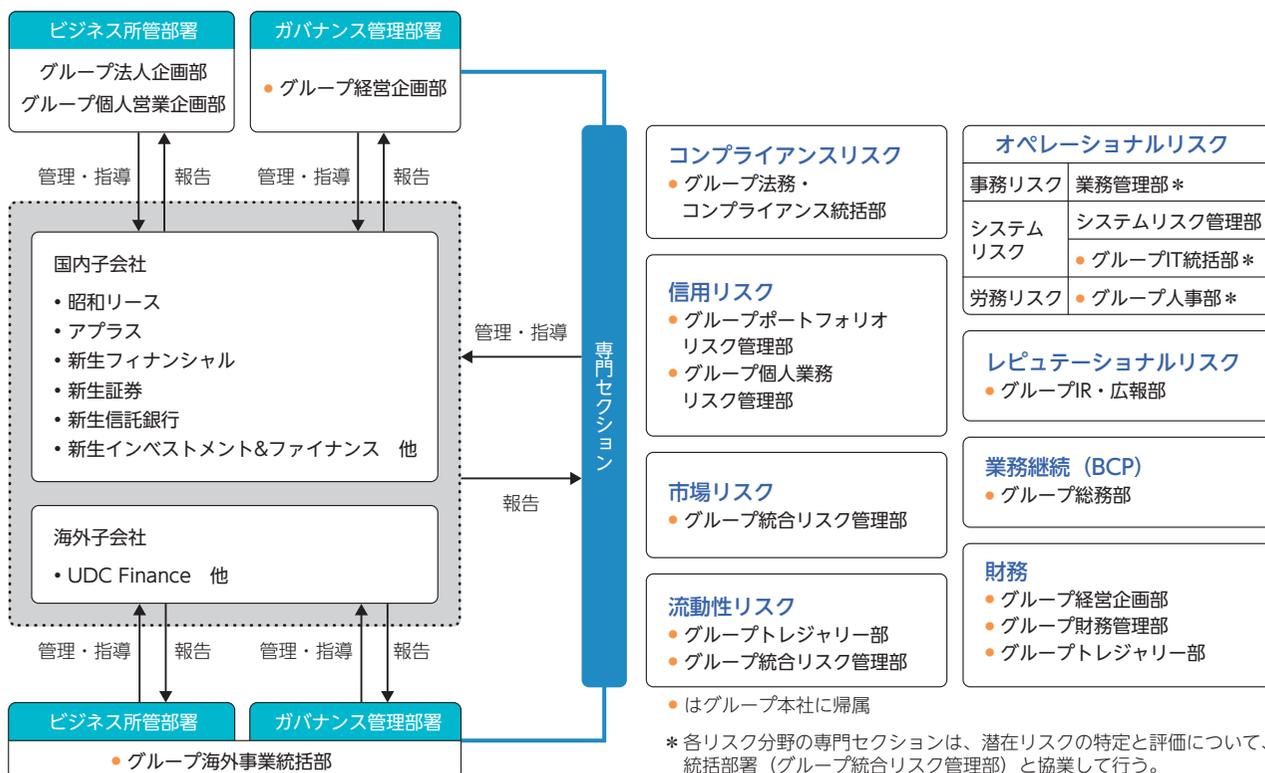
また、SBI新生銀行グループ行動憲章において反社会的勢力との関係の遮断を定めるなど、反社会的勢力との関係を絶ち、業務の適正を確保する体制の整備を図っています。さらに、大規模な災害、事故その他の当行事業活動に対する中断事由が生じた場合に備えて、グループ業務継続体制管理委員会を設置、業務継続体制に関する各種規程を定め、重要業務を継続し、お客さまや社会に対する責務を最大限遂行するための体制を確保することとしています。

グループ会社に対する内部統制については、2017年4月以降、銀行法および会社法その他法令上可能な範囲において主要なグループ会社の間接機能をSBI新生銀行内に設置する「グループ本社」に集約し、統合・一体運営する体制を構築しています。この体制のもとで、子会社・関連会社の事業活動や内部管理に関する事項は定期的にグループ経営会議に報告されるとともに、子会社・関連会社の経営に関する重要事項についてグループ経営会議やグループ本社が主催する重要委員会に付議・報告されています。また、近年増加しつつあるジョイントベンチャーや海外グループ会社に対しても必要な管理が確保されるよう、2021年4月に子会社・関連会社ポリシーを

改正し、グループ会社を分類するとともに、ビジネス部署やグループ本社を含めた関係部署の役割と責任を明確化しました。

こうした体制整備を通じて、子会社・関連会社を含めたグループ全体としての管理体制の向上を一段と進めています。

■ 子会社の業務の適正を確保するための体制図 (2023年6月27日現在)



●はグループ本社に帰属
 * 各リスク分野の専門セクションは、潜在リスクの特定と評価について、統括部署（グループ統合リスク管理部）と協業して行う。

執行役員

日常の業務執行の機動性を確保するため、業務運営の基本単位を「部」とするとともに、取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員が担当役員として各部の業務を管掌する体制を構築しています。

人事、財務等の間接機能については、銀行法および会社法その他法令上可能な範囲でグループ各社の機能を当行内に設置した「グループ本社」に集約し、連結ベースでの運営の高度化と生産性の向上を図っています。

また、取締役社長がその業務執行に関する決定を行うための機関として業務執行取締役、総括担当役員、グループ本社の担当役員等からなるグループ経営会議・経営会議を設置し、専門的な事項を取り扱う各種委員会をその補完として設置することで、議案の性質に応じた十分な審議・検討を経て意思決定をする枠組みを整えています。

■ グループ経営会議、経営会議、重要委員会の概要

会議・委員会名	主な目的など
グループ経営会議	当行連結経営にかかわる日常の業務執行にあたっての社長の決議機関。
経営会議	当行単体経営にかかわる日常の業務執行にあたっての社長の決議機関。
グループALM委員会	中・長期的なALM運営についての協議、方針策定および決議を行う。
グループコンプライアンス委員会	当行グループの法令遵守体制や法令遵守にかかわる事項の連絡、調整および決議を行う。
グループリスクポリシー委員会	当行グループのポートフォリオのリスク運営方針、管理フレームワークや、主要なポートフォリオ、セクターおよびプロダクトなどの取組方針などについての協議を行う。
グループIT委員会	グループのIT戦略およびそのガバナンスに関する事項に関する協議、調整および決議を行う。
グループ業務継続体制管理委員会	当行グループの業務継続体制の整備を推進するための組織横断的な協議、調整および決議を行う。
グループバーゼル委員会	バーゼル規制への対応を中心とする、規制資本に関する事項についての協議、調整および決議を行う。
グループ人材委員会	当行グループの人事制度や諸施策などについての協議、調整および決定を行う。
グループ新規事業・商品委員会	当行グループ内の個別の新規事業・サービス案件のデューデリジェンスおよび決議を行うとともに、戦略的投資案件のデューデリジェンスを行う。
グループサステナビリティ委員会	サステナビリティ経営の推進に係る事項の協議、調整および決議を行う。
債権管理委員会	重大な問題債権のトップマネジメントに対する迅速な報告および債権売却、債権放棄などにかかる直接償却などの決定を行う。
中小企業向け貸出取引推進委員会	法人営業全般にわたる営業方針や課題に関する協議を通じ、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標達成のための全庁的な取り組みの主導などを行う。

内部監査

当行のグループ監査部は、取締役社長と監査役会に監査結果およびグループ監査部の活動状況を定期的に直接報告します。グループ監査部は、取締役社長の業務管理責任の遂行、特に有効な内部統制システムを確立する責任の遂行を補佐するとともに、監査役職務の遂行、特に監査役監査として行われる内部統制システムの構築および運用状況の監視検証を補佐します。グループ監査部は、リスク管理およびガバナンス体制の有効性、情報およびITシステムの信頼性ならびに法令規則などの遵守性について、独立した客観的立場から評価するとともに、経営のためのソリューションを提供します。

グループ監査部は、監査対象となるすべての組織から独立しており、また、定型的な予防的・発見的コントロールを含むあらゆる日常業務および内部管理プロセスから独立しています。監査の方法は、リスクアプローチを採用しており、当行グループが直面するリスクを全行的視点からとらえたマクロリスク評価と、各部店固有のリスクを個別にとらえたマイクロリスク評価との組み合わせ

により、包括的なリスク評価を行っています。相対的にリスクが大きいと考えられる業務やプロセスに対しては、優先的に監査資源を投入しています。

グループ監査部では、重要な会議への出席や、内部管理資料の閲覧および各業務部署のマネジメントとの定期的な会合を行うなど、日常的なオフサイトモニタリング機能を充実させています。

グループ監査部では、監査要員の専門性向上に力を入れており、公認内部監査人や公認情報システム監査人の資格取得も精力的に行っています。また、新たな監査手法の開発・導入に加え、監査業務にかかる基盤の整備も継続的に行っています。

グループ監査部は、当行および主要な子会社の内部監査機能を統合し、これらの内部監査の活動を当行グループ内で統一して実施しています。また、当行グループの内部監査活動に対する第三者機関による品質評価を定期的に受けることにより、自らの問題点を客観的に評価・識別し、改善活動に取り組んでいます。

法務・コンプライアンスへの取り組み

当行グループのコンプライアンス体制は、グループ本社に設置されたグループコンプライアンス委員会、グループ法務・コンプライアンス統括部、SBI新生銀行を含む主要グループ会社の各部室店に配置されたコンプライアンス責任者（部室店長）、コンプライアンス管理者を中心に運営されています。グループ法務・コンプライアンス担当役員を委員長とするグループコンプライアンス委員会では、グループ横断的なコンプライアンス体制の基本方針やコンプライアンス関連事項の報告・審議を行っています。

グループ法務・コンプライアンス統括部内にはコンプライアンスオフィサーを設置し、コンプライアンス責任者、コンプライアンス管理者によるコンプライアンス推進活動の支援・指導等を行うとともに、毎年度グループコンプライアンス・プログラムを作成し、規程の整備、研修などを推進しています。

腐敗防止・贈収賄防止対応

SBI新生銀行は国連グローバルコンパクト（UNGC）へ賛同し、その原則のひとつである腐敗の防止に向けた取り組みを継続しており、グループサステナビリティ経営ポリシーにおいても「腐敗防止・贈収賄防止」を明記しています。

内部通報制度

SBI新生銀行においては、コンプライアンス・ホットライン制度を導入し、当行の役職員等が、法令等の違反、あるいはその疑いのある事実を通報できるシステムを構

築しています。通報があった場合は、経営陣に報告するとともに、対応チームを組成して調査を実施し、必要な是正措置および回復措置を講じます。通報を行ったことを理由に通報者に対して不利益な扱いを行うことは禁止されており、グループ法務・コンプライアンス統括部は通報者が事後に不利益な扱いを受けていないことにつきフォローアップを行っています。同様の内部通報制度は他のグループ各社にも設置されています。

■ コンプライアンス・ホットライン

- 3つの窓口を設置
 - (1) グループ法務・コンプライアンス統括部
 - (2) 常勤監査役
 - (3) 外部弁護士事務所
- 社内規程および社内イントラにより、内部通報制度を周知

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当行グループでは、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を掲げ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を経営上の最重要課題のひとつと位置づけて、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な態勢整備に取り組んでいます。具体的には、FATF（金融活動作業部会）勧告にも示されるリスクベース・アプローチの考え方に基づき、当行グループ固有のリスクを特定・評価したうえで、当該リスクに対し個別の施策を実施することでリスクの低減を図り、より実効的な対策を講じています。こうした対策の有効性を検証し、不断の見直しを行うことによりマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスクを排除することは当行グループに課せられた重要な使命です。

企業法務

銀行グループの法務リスクには、銀行およびグループ会社が従うべき法令・規則などに抵触する行為をした結果、金融機関としての信用・評価を失うリスクおよびわが国の金融システム全体の信用・機能を損なうリスクがあります。また、個々の取引に関しても、紛争を惹起し、結果として当行に不測の損害を与えるリスクがあります。

これらの法務リスクの発生を予防し適切に管理することは、今日の銀行グループの業務運営において極めて重要な課題のひとつとなっています。当行では、法務事項（組織法務、契約（取引）法務、訴訟法務など）を専門的に管轄するグループ法務・コンプライアンス統括部法務室を設置し、グループ各社の法務担当者とともに、グループベースでの法務リスクの発生予防・管理を図るとともに、コンプライアンス体制を法務面から支えています。

業務継続体制（Business Continuity Plan : BCP）

地震・台風などの災害やテロ・犯罪等の発生による被害、感染症の流行などの業務中断事由が生じた際の、重要業務の継続、顧客および社会に対する責務の円滑な遂行のため、業務継続体制管理ポリシーと業務継続計画を策定しています。新型コロナウイルス感染症対策においても、ポリシーと計画に基づき適切に対応しています。業務継続計画とその手順書は定期的に見直され、社員の理解を常時確保するため教育と訓練を実施しています。

■ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）ポリシー

1. リスク評価	リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国内法令等のほか、FATF（金融活動作業部会）、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関が発出する文書等にも留意のうえ、自らが直面しているマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。リスクの特定・評価および低減措置については、定期的なその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。
2. 本人確認および顧客管理措置	関係法令に基づいた取引時確認（本人確認）を実施し、適切な顧客管理を行うとともに、反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。
3. 取引モニタリング、顧客フィルタリングおよび疑わしい取引の届出	取引時確認および取引モニタリングでの異常検知、顧客フィルタリング、営業部室店からの報告等により疑わしい取引に該当すると判断した場合には、当局に対して直ちに疑わしい取引の届出をいたします。
4. 経済制裁および資産凍結	国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施いたします。
5. コルレス契約締結先の管理	コルレス契約締結先の情報収集を適切に行い、AML/CFTに係る態勢の評価を実施いたします。当行およびコルレス契約締結先に対し、シェルバンクとの取引および匿名性が高い口座での取引を禁止いたします。
6. 役職員の研修	指導および研修を通じて役職員のAML/CFTに対する知識・理解を深め、その役割に応じた専門性・適合性を有するよう努めます。
7. 継続的な改善	AML/CFTに係る態勢の有効性について、定期的な点検を行い、その結果をも踏まえて継続的な態勢の改善に努めます。

リスクガバナンス

基本的な考え方

リスクガバナンスは、コーポレート・ガバナンスの枠組みにおける重要な領域であり、SBI新生銀行グループでは、取締役会および経営陣による監督や執行のあり方を適切に定義し、機能させることにより、リスクを持続的にコントロールするための自己規律としています。

■ リスクガバナンスの概念図



SBI新生銀行グループでは「グループリスクガバナンスポリシー」を制定し、健全なリスク文化、リスク選好に基づく業務執行、および適切なリスク管理を要素とするガバナンスの考え方を明確化しています。金融機関が安定的な収益を獲得し、持続的な成長を実現するためには、

リスク選好を明確にしながらリスクテイクしていくとともに、これを支援する適切なリスク管理が必要です。これらは個々の役職員の判断と行動の集積であり、規則やルールはもとより、組織の価値観やカルチャーからの影響を強く受けます。リスクガバナンスへの取り組みは、これらのすべての要素への俯瞰的な目線が必要であると考えています。

私たちはリスク管理の高度化の努力を重ね、保有するリスクにふさわしい体制の整備に向けて継続的な努力を続ける一方、リスク選好に基づく適切な業務執行のための体制構築に力を入れ、リスク選好と財務計画の整合性を基礎とする統合的な経営管理フレームワークを整備してきました。さらには、SBIグループの一員として、その経営理念も踏まえ、健全なリスク文化の醸成にもあらためて取り組んでいます。

リスク文化

強固なリスクガバナンスを確立するためには、健全なリスク文化の醸成が不可欠です。SBI新生銀行グループでは、SBIグループが掲げる共通の経営理念および「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」のもとで「SBI新生銀行グループ行動憲章」を定め、これに従って行動することを前提とし、そのうえでリスクに向き合う際の行動原理となる価値観をリスク文化としています。

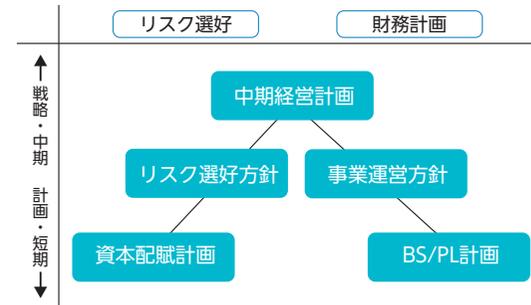
企業価値の向上のためには、リスクを回避するだけでなく、取るべきリスクは取る、適切なリスクテイクの姿勢が重要といえます。このため、取締役会および経営陣の基本姿勢がその起点となることを明確にしたうえで、職員のリスク意識にかかる調査を実施するなど、健全なリスク文化の醸成に向けた取り組みを進めています。

リスク選好に基づく業務執行

リスクアペタイト・フレームワークとは、一般に、リスク選好（リスクアペタイト）をリスクテイク方針全般に関する社内の共通言語として用いる経営管理の枠組みをいいますが、SBI新生銀行グループではその重要な前提がリスク選好と財務計画の整合性にあることに着目し、両者にかかわる既存の機能を統合的に運用することで、リスク選好に関する取締役会の意思と経営陣の執行を整合させる体制としています。

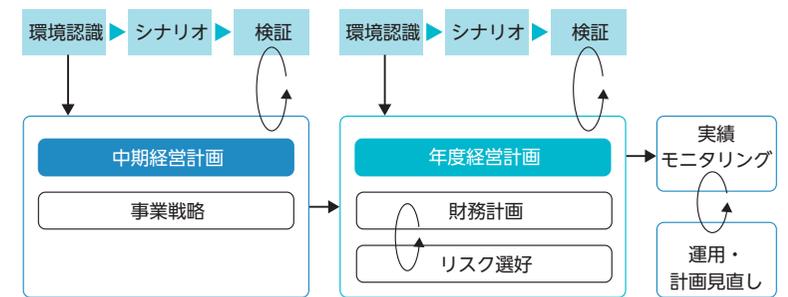
リスク選好と財務計画は、中期経営計画を踏まえ、ビジネスライン別の戦略・戦術に基づき、詳細化・具体化されていきます。SBI新生銀行グループでは、リスク選好を適切な詳細度で文書化した「リスク選好方針」を取締

■ リスク選好と財務計画の関係の概念図



役会の承認のもとに策定し、財務計画の背景にあるグループのリスク選好を明確化のうえ、SBI新生銀行グループ全体およびリスクカテゴリーごとに設定した定量的な指標を活用した期中モニタリングの強化を進めています。また、リスク選好を統一的な尺度で定量化した姿として、リスク資本をビジネスラインごとに配賦していますが、

■ 統合運用の概念図



その使用状況について定期的なモニタリングを行うことによって健全性を確保しています。

SBI新生銀行グループでは、リスク選好と財務計画の整合性を確保するため、シナリオ分析（ストレステスト）を実施し、自己資本の十分性や資金流動性、収益力などについて検証しています。シナリオ分析（ストレステスト）の結果、過大なリスクテイクと判断された場合や財務計画の実現性に疑義が生じた場合には、リスク選好や財務計画等の見直しを行う体制としています。また、経営陣によるリスク選好にかかわる協議機関としてグループリスクポリシー委員会を設置していますが、同時に実務レベルにおいても、リスクテイクの促進と抑制にかかわるセクション間の緊密なコミュニケーションを重視し、統合的な経営管理フレームワークにおける重要なコンセプトのひとつとしています。

■ SBI新生銀行グループ リスク選好方針（要旨）

公的資金の返済を念頭に置き、資産・資本効率の一層の改善を図り、収益極大化に努める。

■ 公的資金返済に向けて着実に利益を獲得し、当行グループの持続性・成長性に対して信頼を受ける。

■ 一定の自己資本比率を維持するために、営業資産の拡大のみに依拠するのではなく、資産・資本効率をこれまで以上に高めていく。

■ 自己資本の制約の下で収益力の最大化を図るために、ポートフォリオの質を維持・向上させつつ、資産・資本効率の改善（自己資本対比における収益率の改善）に取り組み、当行グループのリスクテイク能力を引き上げていく。

当行グループのリスクテイク能力に関しては、以下2点に留意する。

■ 与信集中に留意し、資産の健全性を維持する。
～貸倒損失による利益の変動性を抑制するため、与信集中（個社集中・業種集中）について慎重な検討やモニタリングを行う。

■ 安定的な資金調達構造を維持する。
～安定的な資金調達構造を構築するため、粘着性のある預金獲得のための施策を実施する。

(注) 上表の基本方針の下、「資本充実度」、「資金流動性・資金調達」、「ビジネス」、「オペレーショナルリスク」の4カテゴリーごとに、リスクアペタイトとリスク許容度を設定している。

リスク管理

SBI新生銀行グループでは、現場の業務執行ラインにおける自律的統制機能（一線機能）、現場の業務執行ラインから独立した管理機能（二線機能）およびこれらの機能から独立した内部監査機能（三線機能）を構成要素とする3つのラインによる内部統制システムを整備しています。このうち二線機能であるリスク管理セクションは、リスクテイクの状況を検証し、リスク管理の観点から異なる意見があれば躊躇なく述べる「チャレンジ」（異議申し立て）の意思と能力を持つとともに、その行為は尊重されることを明確にしています。特に、グループリスクの担当役員は取締役会への陪席を原則とし、経営方針に対する「チャレンジ」の機会を担保しています。

リスク管理の基本方針は、「グループリスクマネジメントポリシー」に基づき、リスク種類別の管理フレームワークとビジネスラインへの適切な資源配分を柱としています。資源配分の主たる対象領域である資本配賦については、グループ全体が保有するリスクを総体的にとらえ、経営体力と比較・対照すべく、リスク資本制度を中心とする統合的なリスク管理態勢を整備しています。

リスク管理の詳細については、「SBI新生銀行 統合報告書資料編2023」8ページより記載の「リスク管理」の章も併せてご覧ください。

経営環境の変化やSBIグループ各社を含むグループ内外の価値共創の追求に伴い、昨今は従来の枠組みでは捕捉しにくいリスクも増えています。SBI新生銀行グループでは、経営上重大な影響を及ぼす可能性の高いリスクを「重要なリスク」（トップリスク）とし、定量化が困難な非財務リスクも含めて、グループリスクポリシー委員会等で

の議論を踏まえて選定しています。現在、長期金利の上昇や地政学リスクの発現を端緒とした与信関連費用の増加および保有有価証券の価値下落のほか、人材リスクの顕在化、ITリスクなどを重要なリスクとして選定しています。これらの重要なリスクに対しては、予兆管理の高度化や対応力の強化を重点的に取り組んでいます。

■ SBI新生銀行グループの重要なリスク

リスクシナリオ	主な内容・影響
1. 与信関連費用の増加	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期金利の上昇や地政学リスクの発現、大規模自然災害・パンデミックの発生を端緒とした世界的な景気後退や不動産担保価格の下落に伴う、与信関連費用の増加。 ● 大口投融資先や与信集中業種の信用力悪化に伴う、与信関連費用の増加。
2. 金利上昇リスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 各国中央銀行の金融政策の変更や更なる政策金利の引上げを端緒とした金利上昇に伴う、保有有価証券の価値下落及び調達コストの増加。
3. 外貨流動性に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 地政学リスクの発現や大規模自然災害・パンデミックの発生を端緒とした金融市場の混乱に伴う、外貨流動性の低下及び外貨調達コストの増加。
4. 人材リスクの顕在化 (新規採用の困難化・退職者の増加)	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材獲得競争の激化を背景とする新卒・中途採用の困難化に起因した、戦略分野及び基幹分野における競争力の低下。 ● 人材流動化の加速を背景とする中堅・ベテラン層の退職者の増加に起因した、内部管理上の問題の顕在化及び業務運営上の制約の強まり。
5. ITリスク (サイバー攻撃・システム障害)	<ul style="list-style-type: none"> ● サイバー攻撃による顧客情報の流出・決済機能等の停止や、サイバー金融犯罪による不正利用・不正送金の発生に伴う、直接的な損失の発生及び評判の悪化。 ● システム障害の発生による顧客情報の流出や決済機能等の停止に伴う、直接的な損失の発生及び評判の悪化。
6. 法令違反や役員等による不適切な行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員等による法令違反や社会的規範から逸脱した不適切な行為・不作為に起因した、直接的な損失の発生及び評判の悪化。 ● マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策等の不備に起因した、行政処分及び直接的な損失、評判の悪化。
7. 海外事業推進に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外事業の企画・推進・管理に必要な専門人材の不足に伴う、競争力の低下。 ● 海外における法制度・取引慣行等の相違や事前調査の制約に伴う、想定外的事象に対する対応費用・課徴金等の発生及び与信関連費用の増加。
8. 環境問題や社会問題への対応に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境問題（気候関連問題を含む）や社会問題への対応に関する法規制等の厳格化。 ● 当行グループの環境・社会問題への対応が不十分と看做されることに起因した、競争力の低下及び評判の悪化。 ● 環境・社会問題に対する対応が不十分な投融資先の業況悪化に伴う、与信関連費用の増加。

サイバーセキュリティの確保

預金、融資、決済などの基本的金融機能は重要な社会インフラであり、その安定的な提供はSBI新生銀行グループの社会的責任のひとつです。しかしながら、近年の社会の情報化・ネットワーク化の進展や昨今の国際情勢を背景に、金融システムの安定性を脅かすサイバー攻撃が一層深刻化・巧妙化しています。私たちは、情報システムの機能停止、機密漏洩、不正出金等の不正取引など、サイバーセキュリティリスクを経営の重要なリスクとして認識するとともに、サイバーセキュリティの確保もまた社会的責任としてとらえています。

サイバーセキュリティ管理態勢

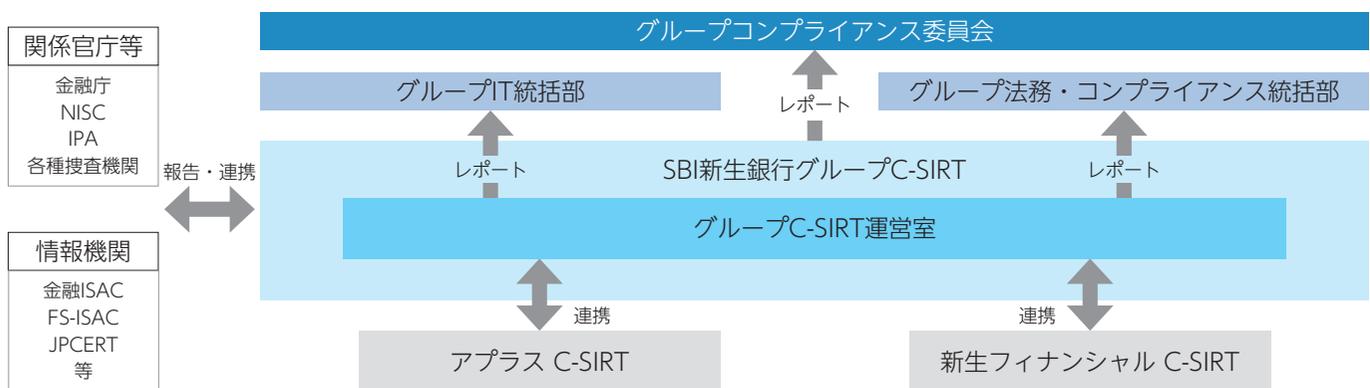
SBI新生銀行グループでは「グループサイバーセキュリティガイドライン」に基づき管理態勢を構築しています。新しい攻撃手口や脆弱性情報の共有、情報システムへの対策状況の点検、従業員に対する定期的な教育、不正送金のモニタリングなど、グループ横断的なサイバーセキュリティの管理強化に取り組んでいます。

また、情報システムへのサイバー攻撃の防御や検知対策を実施するだけでなく、外部専門機関との連携による定期的なサイバー攻撃訓練を実施することで、従業員のセキュリティ意識と対応力の向上を図っています。

インシデント対応の態勢

サイバーセキュリティの専任組織として「SBI新生銀行グループC-SIRT (Computer Security Incident Response Team)」をグループ本社内に設置し、グループ各社との連携により、グループベースでサイバーインシデント・金融犯罪対応を担っています。

2021年度以降、一般に「脅威ベースのペネトレーションテスト (Threat-Led Penetration Test)」と呼ばれる実践的な攻撃手法による侵入テストを実施し、発見された課題をグループ全体で共有し、改善につなげる取り組みも行っています。



用語解説
&
関連URL

NISC： 内閣サイバーセキュリティセンター
IPA： 独立行政法人 情報処理推進機構
金融ISAC： 一般社団法人 金融ISAC
FS-ISAC： 米国 Financial Services Information Sharing and Analysis Center (金融ISACを通じて情報連携)
JPCERT： 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

サイバーセキュリティ経営宣言

「SBI新生銀行グループサイバーセキュリティ経営宣言」は、こうしたサイバーセキュリティの確保に対する私たちの取り組み姿勢を、お客さまやパートナー企業を含むすべてのステークホルダーに対して宣言するものです。本宣言では、各種事業活動におけるセキュリティ対策、組織的な対応力の強化、外部専門機関との連携などのサイバーセキュリティ対策の強化を経営主導により推進していく決意を述べています。

今後も必要な予算、人員などを確保し、対策を強化していくことで、社会全体のサイバーセキュリティ強化に貢献していきます。